

<改定箇所>

(中国しんきんカード法人会員規約)

| 改定後 | 現行 |
|---|---|
| <p>第2条（カードの貸与と取り扱い）</p> <p>1. 当社は、会員及び使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に印字または登録した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員及び使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（カードに署名欄がある場合に限る）。</p> | <p>第2条（カードの貸与と取り扱い）</p> <p>1. 当社は、会員及び使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面上に印字した会員の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カード及びカード情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員及び使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員及び使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします</p> |
| <p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、本条第6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に、当社の定める方法により、会員へご利用代金明細書または請求明細書にかかる情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、ご利用</p> | <p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、本条第6項に定める会員の毎月の支払額を当月初旬に会員の届出の住所へご利用代金明細書または請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、ご利用代金明細書若しくは請求明</p> |

| | |
|---|---|
| <p>用代金明細書若しくは請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p> | <p>細書の内容について承認したものとみなします。</p> |
| <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の方法により当社の指定する金融機関または当社に会員から届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとします。</p> | <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カード及びチケット等を当社に返却するものとします。</p> |
| <p>第12条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等）</p> <p>(9) 会員(当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を</p> | <p>第12条（カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等）</p> <p>(9) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合</p> <p>① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を</p> |

| | |
|--|---|
| <p>利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員(当該法人の役員・実質的支配者等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとします。</p> <p>11. 当社は、当社が合併、株式交換、会社分割、事業譲渡その他の組織再編を実施しあるいは実施しようとする場合であって、貸金業法、割賦販売法その他の法令の確実な遵守のためカードの利用停止が必要と判断する場合には、事前に当社が相当と</p> | <p>利用していると認められる関係を有すること。</p> <p>④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(10) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合</p> <p>①暴力的な要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前記①から④に準ずる行為</p> <p>(新設) 以下項番繰下</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p>認める方法で告知の上、一定期間カードショッピング、キャッシングリボ及びキャッシュサービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。</p> <p>12. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p> | <p>(新設)</p> |
| <p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。</p> | <p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>1. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。また、使用者が次のいずれかの事由に該当した場合、当該使用者の本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当該使用者の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> |
| <p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似</p> | <p>第17条（会員保障制度）</p> <p>3. 次の場合は、当社ではてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> |

| | |
|---|--|
| <p>の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が 会員または使用者の過失に起因する場合</p> | <p>以下項番線下</p> |
| <p>第19条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、あるいは当社所定のウェブサイト及びアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</p> | <p>第19条（カードの有効期限） 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。</p> |
| <p>第20条（届出事項の変更） 1. 会員が当社に届出した使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。</p> <p>（略）</p> <p>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員及び使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあり、当該会員及び使用者は届出に応じるものとします。</p> | <p>第20条（届出事項の変更） 1. 会員が当社に届出した使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者及びその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることできます。</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p> |
| <p>第26条（カードショッピング） 2. 加盟店の店頭での利用手続 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることが</p> | <p>第26条（カードショッピング） 2. 加盟店の店頭での利用手続 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることが</p> |

| | |
|---|--|
| <p>できます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（カードに署名欄がある場合に限る）。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> | <p>できます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えて若しくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> |
|---|--|

（ETCカード特約（法人用））

| 改定後 | 現行 |
|--|--|
| <p>第8条（会員保障制度） 3. 次の場合は、当社がはてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（6）会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</p> | <p>第8条（会員保障制度） 3. 次の場合は、当社がはてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p>（略）</p> <p>（新設） 以下項番線下</p> |

（個人情報の取扱いに関する同意条項）

| 改定後 | 現行 |
|--|--|
| <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等） ①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、</p> | <p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等） ①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、</p> |

| | |
|--|---|
| <p>年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称、商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> | <p>年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称、商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、資産、負債、及び収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、及び当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）ならびにお電話等でのお問合せならびにお電話等でのお問い合わせ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> |
| <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。）および使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。</p> | <p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）および使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。</p> |